

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

討論要旨 榊原利宏議員

本案は、現行の被保険者証を廃止し、資格確認書に置き換えるものです。

反対理由の第1は、本来、任意のはずのマイナンバーカードに保険証機能を持たせ、紙の保険証を廃止し、マイナカードとマイナ保険証を強制しようとすることであります。市民の多くは、マイナンバーカードの個人情報保護について信頼を置いていません。様々な情報をひもづけしてしまえば、市民の個人情報が国家権力に丸ごと掌握され、企業の利益のために利活用されていきます。そうした不安をよそに、政府は国民の血税を使い、医療機関や薬局に利用率アップの働きかけをやらせ、様々なトラブルが生じ、国民からは非難ごうごうであります。

第2に、マイナ保険証は、後期高齢者にはなじみにくいものだからであります。本市における高齢者のマイナ保険証の登録率は4月で約57.8%と、前回と同程度であります。しかし利用率は、1月の時点で2.54%、同時点の全体の数字が4.6%ですから、約2ポイント下回っております。マイナ保険証は、高齢者に使いやすいものでしょうか。厚労省作成のポスターには、受付でマイナ保険証をカードリーダーに置き、4桁の暗証番号を入力するか、顔認証を行います。さらに、診察室での診療、服薬、健診情報の利用についても、確認、同意を行い、受付完了となります。とっても簡単とポスターは言っておりますが、とてもそうは思いません。

利用率低迷については、高齢者が低いばかりではありません。国家公務員の共済組合での利用率を見ると、昨年11月時点で全体が4.36%。厚労省第一共済組合というところでも5.98%であります。何をかいわんやというところです。

マイナ保険証を持たない人には、資格確認書が交付されます。現行の保険証と同じ役割を果たします。被保険者証をそのまま続ければ済むことであります。薬剤情報はお薬手帳のほうが正確です。大災害のとき、停電してしまえば、マイナ保険証は使えません。やはり現行の保険証を残すべきと申し上げて、討論を終わります。